

## 平成29年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月13日(月) 午前9時30分から10時45分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (21人)

会長 三浦 房雄 君	会長職務代理者 川崎 良巳 君
3番 中川原 隆雄 君	4番 佐々木 克文 君
5番 時田 宏 君	6番 上山 和男 君
7番 久保 隆藏 君	8番 鈴木 勝利 君
9番 中川原 一義 君	10番 中里 光朋 君
11番 岩井 壽美雄 君	12番 鳥谷部 孝雄 君
13番 三浦 亮一 君	14番 豊川 敏雄 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 佐々木 一榮 君
18番 北村 勉 君	19番 沢田 良一 君
20番 浦屋敷 節男 君	21番 鈴木 幸雄 君
22番 鳥谷部 甚一郎 君	
4. 欠席委員 (2人)

17番 大沢 トモ子 君	23番 森田 英里子 君
--------------	--------------
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 業務報告
  - 第3 報告第 3号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について  
報告第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取り下げについて  
報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
  - 第4 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第11号 農地法第43条第1項に基づく通知の取り下げについて  
議案第12号 農地法第43条第1項に基づく通知について  
議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
議案第14号 農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見に

ついて

議案第15号 五戸町地域の農業の振興に関する計画に係る意見に  
ついて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	齊 藤 武 美 君
次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会 長（三浦房） ただ今から平成29年第2回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおりです。報告第3号から報告第5号までの3件及び議案第9号から議案第15号までの7件です。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日、17番 大 沢 トモ子 君  
23番 森 田 英里子 君

から欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は、23名中21名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（三浦房） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長（三浦房） それでは、9番 中川原 一 義 委員  
18番 北 村 勉 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務

班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（三浦房） それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

会 長（三浦房） 〔農業委員会会長研修会の報告〕

議 長（三浦房） ただ今の業務報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（三浦房） それでは、日程第3報告第3号「法務局の農地転用事実に関する照会書の回答について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） ご説明いたします。

議案書の1ページ報告第3号と参考資料の1ページをご覧ください。

平成29年1月5日付け日記第5号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いに基づき、1月19日に、三浦会長、中里光朋委員、森田英里子委員及び事務局2名で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告するものであります。

農地の所在は、大字切谷内字石ヶ沢●●、地目は畑、面積は4,040平方メートルで現況地目は山林と判断いたしました。

議 長（三浦房） ただ今の、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長(三浦房) よろしいですか。

特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長(三浦房) 次に、日程第3報告第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取り下げについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の2ページと参考資料の3ページ報告第4号をご覧ください。

農地法施行令第15条第1項の規定に基づく下記の申請について、取下げ願が提出され受理したので報告するものであります。

農地の所在は、大字切谷内字粒ヶ谷地下谷地●●、地目は田、面積は397平方メートル。転用目的は個人住宅の建築で、農振除外申請中に受理し、1月の総会で可決されなかったものです。農業会議に伺ったところ、転用に関しては総会での保留というものは無く、可決されなかったものについては、総会で取り下げの報告をしなければならないと指導を受けました。それで申請を取り下げ農振除外の認可後、改めて申請をするものです。申請に関しては議案第10号で説明いたします。

議長(三浦房) ただ今の、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長(三浦房) よろしいですか。

特に、発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長(三浦房) 次に、日程第3報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局より説明をお願いします。

事務局(早狩) 議案書の3ページと参考資料の14ページ報告第5号をご覧ください。

ください。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

議長（三浦房）　ここで議題に入る前に暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

議長（三浦房）　ただ今から休憩前に引き続き会議を開きます。  
ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（三浦房）　よろしいですか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

議長（三浦房）　ここで農地調査会、今月担当調査委員は  
10番 中 里 光 朋 調査委員は  
調査委員席に着席してください。

（調査委員着席）

議長（三浦房）　それでは、日程第4の議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩）　それでは、議案書の4ページ議案第9号と参考資料の16ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案4件です。

1番は使用貸借に関する件、2番から4番までは贈与による所有権移転に関する件であります。

1番から4番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ともに農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して中里光朋調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

中里光朋 調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の4ページ議案第9号と参考資料の16ページを御覧ください。

2月1日に、三浦会長と森田英里子調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人と譲受人の関係は譲渡人の娘婿にあたり、世帯は別に住んでいますが譲渡人はだんだん農業が重労働となり、娘婿が耕作する事になり使用貸借するものであります。また、これを受け今後耕作して行くそうです。

2番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人は高齢で今までも息子が耕作しているため、息子に贈与するものです。また、これを受け、譲受人は今までどおり耕作して行くそうです。

3番の農地は、譲渡人は何十年も前から譲受人に1筆で1枚のつもりの田んぼを貸していましたが、実際は3筆で1枚となっていたことが調査会で判明し、今回はこの1筆だけを申請し、今回は残りの2筆を申請予定といたします。

また、譲受人もこれを理解しており、今まで通り耕作して行くそうです。

4番の農地は、譲渡人と譲受人は同じ集落でもあり、面積が少ないことから作業効率も悪く、また、譲受人の農地と隣接しており、さらに、中山間直接支払地区で作業活動も多いため、譲受人に贈与するものであります。なお、譲受人もこれを譲り受け、耕作して行くそうです。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3 番（中川原隆） 報告第 5 号で合意解約して、3 筆の内 1 筆だけを申請する  
のですか。

事務局（早狩） 先ほどの報告第 5 号の暫時休憩時で説明したとおり、1 枚の  
田んぼが 3 筆になっていることを知らず、申請しましたが農地調査  
会時に把握したことにより、今回は字姥堤●●番の 1 筆だけを申請  
し、残りの 2 筆は次回に申請する予定であるそうです。

3 番（中川原隆） そうすれば、残りの 2 筆の小作権はどうなりますか。

事務局（早狩） これについては、次回の申請までこのままの予定です。

議 長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 9 号に  
ついて原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり決定いたし  
ました。

また、農地調査委員の方ご説明ありがとうございました。指定席  
にお戻りください。

（調査委員、指定席に戻る）

議 長（三浦房） 次に、日程第 4 の議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規  
定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の 6 ページ議案第 10 号をご覧ください。  
今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です。

先程報告第4号でご説明いたしましたが、農振除外が認可されましたので申請するものです。

農地の所在は、大字切谷内字粒ヶ谷地下谷地●●、地目は田、面積は397平方メートルです。転用目的は個人住宅となります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。  
質疑ありませんか。

3番（中川原隆） 取下げの年月日と農振の年月日をお知らせ願います。

事務局（黒沢） 取下げ年月日は平成29年2月6日となっております。また、農振については平成29年1月下旬となっております。

3番（中川原隆） 農振については日にちをきちんと調べておいてください。

事務局（黒沢） はい、

議長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採択いたします。議案第10号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第11号「農地法第43条第1項の規定に基づく通知の取り下げについて」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の7ページ議案第11号をご覧ください。



農地法第43条第1項に基づき農地中間管理機構へ通知した下記農地について、所有者から申し出があったため取り下げしたいので承認を求めるものであります。

まずは、五戸町農業委員会会長に三浦正名となっておりますが、三浦房雄に訂正願います。

農地の所在は、大字倉石石沢字柴山●●番、外7筆で計8筆、地目は畑、面積は合計で82,107平方メートルとなっております。

また、議案の中の農地の所有者等の情報のところを訂正していただきます。株式会社●●の住所ですけれども、住所は●●市になっておりますけれども、事業所の変更をしております、新しい住所は五戸町字●●●●●●番地●です。なお総会資料の農地の所有者等の情報のところ、「公文書等の法人の事務所への送達が不能」から最後までを削除していただき、さらに、新しく「平成29年1月に農地利用意向調査により、今後耕作するという意向を確認」しているため訂正させていただきます。大変勉強不足で失礼いたしました。

議長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

20番（浦屋敷） 説明では、この農地の所有者が不明でどのようにして分かりましたか。

議長（三浦房） ここで暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

議長（三浦房） ここで休憩前に引き続き会議を開きます。  
その他質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採択いたします。議案第11号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (三浦房) 全員賛成ですので、議案第 1 1 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (三浦房) 次に、日程第 4 の議案第 1 2 号「農地法第 4 3 号第 1 項に基づく通知について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (赤坂) こども、五戸町農業委員会会長に三浦正名となっておりますので三浦房雄に訂正願います。

農地の所在ですけれども、大字倉石石沢字石沢後●●番地、地目は田、面積は 1, 8 8 2 平方メートル、また、同じ字石沢後●●番地、地目は田、面積は 2, 6 2 0 平方メートル、合計 2 筆、面積は 4, 5 0 2 平方メートルとなっております。

それでは、議案書の 8 ページ議案第 1 2 号をご覧ください。

農地法第 3 3 条第 3 項の規定に基づき公示した下記農地について、所有者等から申し出がなかったため同法第 4 3 条第 1 項に基づき農地中間管理機構へ通知するので承認を求めるものでございます。

この、農地の所有者等の情報では所有者は死亡しており、相続登記は法定相続人が全員死亡しているため、県知事の裁定により、所有者と中間管理機構との間に設定し、第三者に貸し付ける予定の農地でございます。この農地は遊休農地ではないが、今後耕作が見込めないため、このような手続きをするものでございます。

以上です。

議 長 (三浦房) 説明が終わりました。

議案第 1 2 号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 (三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 1 2 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議長(三浦房) 次に、日程第4の議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による五戸町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

ここで、議案第13号の7-1番、7-2番につきましては、●●●●委員の事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に基づき、審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●●●委員退席)

議長(三浦房) 事務局より7-1番、7-2番について説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の12ページ議案第13号の7-1番、7-2番をご覧ください。

7-1番の所在は大字倉石中市字栗ノ木●●●、畑、面積は2,377.50平方メートル、賃貸借で期間は1年と賃借料は10アール当り、●●●●円となっております。

同じく、字栗ノ木●●●、畑、面積は2,377.50平方メートル、賃貸借で期間は1年と賃借料は10アール当り●●●●円となっております。

議長(三浦房) 説明が終わりました。議案第13号の7-1番、7-2番について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第13号の7-1番、7-2番について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (三浦房) 全員賛成ですので、議案第13号の7-1番、7-2番は、  
原案のとおり決定いたしました。

議 長 (三浦房) ここで●●●●委員を入室・着席させてください。

(●●●●委員入室・着席)

議 長 (三浦房) 引き続き、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (黒沢) 議案書の9ページ議案第13号をご覧ください。

五戸町長より五農林第539号平成29年1月25日付けで、農  
用地利用集積計画の決定を求められています。1議案18件です。  
面積は112,998平方メートルです。

今月の申請は18件であり、その内訳として新規は10件、面積  
は65,954平方メートル、そのうち、5件29,647平方メー  
トルは中間管理機構への貸し出しとなります。再設定は7件、面積  
は42,688平方メートルとなります。所有権の移動は1件で、面  
積は4,356平方メートルです。

所有権の移動は10番になります。農地の所在は大字倉石中市字幸  
神●●番と●●番の2筆で地目は畑、面積は2筆合計で4,356平  
方メートルとなります。売買価格は●●●円です。これは中間管理機  
構の一時貸付けタイプを活用した所有権移動となります。中間管理機  
構が所有している農地を一定期間借受け、期間終了後その農地を購入  
する事業になっております。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基  
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議 長 (三浦房) 説明が終わりました。議案第13号これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 (三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第14号「農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」を議題に供します。

議案第14号について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求められております、説明については農林課担当中里優毅総括主査より、議案の朗読と説明をお願いします。

中里優毅総括主査 議案書の16ページ議案第14号をご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる市町村基本構想の変更ということで、お手元に関係資料を4種類を配付しています。まず、一つ目ですが、基本構想の改正後全文の案でございます。二つ目は同じく基本構想「基本資料」案でございます。三つ目は横長の現行と変更後の新旧対照表でございます。最後に四つ目です。見直しについて（概要版）というものです。説明はですね、主に概要版に即してご説明させていただきます。

まず、概要版の1のところ、基本構想の法的位置づけでございます。おおもとは農業経営基盤の強化の促進に関する法律、いわゆる基盤法という法律でございます。この基盤法に基づきまして、県は基本方針を策定します。さらに、県の基本方針に則して（3）で市町村が基本構想を策定することになっております。策定にあたっては、町は農業委員会と農協に意見を聴取することになっておりまして、本日この総会にお諮りいたしました。このたびの変更は、青森県の基本方針が昨年、平成28年3月に変更されたことに伴いまして、町の基本構想も合わせて見直しを行うという趣旨でございます。

次に、2番の五戸町基本構想主要指標の見直し案をご覧ください。ここでは具体的な中身を説明させていただきます。まず、1の所得目標ですが、（1）の育成する農業経営体、これは認定農業者のことでございます。認定農業者の認定を受ける際の所得目標として①番の主

たる従事者一人当たりの年間所得、これを従来から20万円増額して、400万円から500万円程度としております。②番の世帯当たりの農業所得、これは先ほどの主たる従事者にプラスして補助従事者分も加えて、合計で30万円増額して530万円から630万円程度としております。これは、県内の農業以外の他産業に従事する労働者と並びうる生涯所得を確保できるような金額設定となっております。これは県の基本方針で示された金額と同じ金額を町の基本構想にも反映させております。次に(2)番の育成する新規就農者等、これは原則45歳未満の認定新規就農者の方が、農業経営を開始してから概ね5年後の所得目標ということでの金額設定です。これは、認定農業者の5割の金額を設定しております。主たる従事者の所得を10万円増額の200万円から250万円程度、世帯当たりでは20万円増額の270万円から320万円程度の所得目標としております。こちらについても県の基本方針と同じ金額となっております。

つづいて、2番の労働時間について、こちらは、現行と変わりなく、年間1人当たり、概ね2,000時間程度としております。こちらについても県の基本方針と同じ時間の設定となっております。なお、所得目標と労働時間についての詳細については基礎資料の3ページから4ページ、改正後全文で言うと2ページに掲載しております。

次に概要版の2ページをご覧ください。3番の農業経営体の育成数ですが、現行と見直し案で数字のとらえ方が県の方で変わっております。単純な比較は出来ないんですけども、目標年の平成37年におきましては、(1)育成する農業経営体数は292経営体、そのうち認定農業者を215経営体、集落営農組織を6経営体としております。(2)の法人数を11法人、(3)新規就農者数を年間8人としております。こちらの詳細につきましては、基礎資料の5ページから7ページに掲載しております。

続きまして、4の農業経営の基本的指標として、五戸町における主要な営農類型を設定しておりますが、(1)の④の営農類型数は、個別経営体、これは個人の認定農業者を想定したものです。従来の7類型そのままです。下の組織経営体は主に集落営農を想定したものでありますが、町としても集落営農の推進を目指しておりますので、従来の1類型から3類型増やしまして、4類型をお示ししております。詳細は基礎資料の13ページ以降に具体的な営農類型をお示ししております。こちらは、所得目標を増額しておりますので、増額した所得目標を達成できるように、経営面積や作目の組み合わせ等を適宜見直

しております。なお、こちらに示してある営農類型は、あくまでも五戸町における主要なものとして例示したものです。したがって、ここに例示していない営農類型でありましても、所得や労働時間を達成しうる営農類型であれば、認定農業者・認定新規就農者の認定は受けられるということになっております。

次に、5の担い手の農地利用シェアですが、県の基本方針では、平成37年までに担い手に90%の農地を集積するという非常に高い目標を立てております。しかし、町の基本方針は近年の五戸町の実態に即しまして、60%という目標にさせていただきました。すなわち、平成37年までに目標の農地面積は4,100ha、その内の6割と言うことで、2,460haを担い手に集積する目標となっております。こちらの詳細は基礎資料の8ページから10ページ、改正後全文でいうと13ページに記載しております。

このほかの変更点としては、県の基本方針の見直しに即して条項だてを変更したり、地域別の特徴と施策の方向性を追加しております。これは、改正後全文の4ページから5ページに町内を5地区に分けて掲載しております。また、農地法の改正に伴いまして農業生産法人が農地所有適格法人に変わったことに対応したり、字句の整理を行っております。基本構想の変更説明は以上で終わります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。

議案第14号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

20番（浦屋敷） 前にも中里さんに2、3年前にも質問していましたが、経営体育成の所得目標を組むわけですが、園芸作物については必ず雇用労力が入ります。雇用労力の確保等に関する目標などは農林課の方では考えていませんか。働いてくれる人夫さんたちも、我々も年々高齢化しています。次を支える労働者が無い中において、結局そこを補充できなければ経営を縮小せざるを得ない状況にあります。対策としては、町でどう考えているのか、議会等では前にも人材バンクを五戸町にどうのこうのというのが出たけれども、シルバー人材とか、手付かずでいるわけです。目標は目標としてあるけれども、達成できる状況ではないような感じです。その辺を組み入れて、育成して行くことをお願いしたい。以上です。

議長（三浦房） お願いですか。

20番（浦屋敷） お願いします。

議長（三浦房） 答弁の回答は要りませんか。

20番（浦屋敷） 回答はいりません。

20番（浦屋敷） 引き続き、よろしいですか。

新規就農に関する件について、実は昨日倉石の●●さんのところに研修に来ている、他から移住する方々と、五戸町が作成しているPRビデオの撮影が終わってから話をしたんですが、新規就農で空き家対策について考えていても、空き家が一向に見つからないと。そうすると来たくても来れない。その他に農業委員としてお話もしたけれども、農地を借りたいと言ったら大きい所は引っ張りだこだけれども、小規模の有機栽培とか、販売先の確保とか、そういうところまで配慮した営農形態、その辺を育成して呼び込んでいますかということ。新規就農と移住のからみの話し合いを農業委員を含めて、PRビデオの作成をしている方々がある時に、農業委員会や農林課、企画課も含めて一緒に話をする機会を設けていただきたい。これも答弁無しで良いです。

議長（三浦房） 後、関連した質問をお願いします。

今の意見について、浦屋敷委員が先頭に立ってやってください。

18番（北村） 5番の担い手の農地利用シェアの旧の現行の（1）農用地利用シェアの面積は分かりませんか。直接40%は分かっていますが、だいたいの面積は分からないのですか。

農林課（中里優毅） 前回の基礎資料のときも、県でもそこまで示しておりませんでした。単純に%だけで、前回も基礎資料まで紐解いていくと具体的面積は出しますが、ただ、今この場には資料は用意していません。

議長（三浦房） 他ございませんか。

4番（佐々木克） 経営体について、中里さんの方には、新規就農者を含め農



家の所得に関して違いますが、経営体を見ればその金額が分かるのですか。

農林課（中里優毅）　そうですね、認定農業者の計画を町に申請していただいて、認定における基準が5年後の所得を目標としています。

4番（佐々木克）　新規就農者に関しては、農地は持たなくて借りて耕作しているところが沢山あります。5年後までに所得を上げなければならないと言っていますがけれども農地を所有しなくても良いのですか。

農林課（中里優毅）　農地の確保については、所有でも借入れでも新規就農している方はいます。その後も借入れだけで新規就農している方もおります。

4番（佐々木克）　ただ、その人達を見れば、機械も持たないで借りてやっている人が多い、親があっけ一緒に耕作している人はいいですけども、その辺の政策は農林課の方で補助金を出して機械の導入とかもう少し良い方法に向けていけば良いのではという考えです。

また、3割補助とか4割補助とかで、それまで機械を買うまでが面倒で、新規就農者もそう思っているように私たちも感じています。

その辺をやりくり出来るようにして貰いたいと思っています。

農林課（中里優毅）　新規就農の資金の確保に関しては当然、国の補助金を活用していますので、その他にも今年度から町の支援を実施しております。

3番（中川原隆）　参考までに、新規就農者には町単独でどのような補助事業をやっておりますか。また、これからもどのような予定で予算も必要となりますが。

農林課（中里優毅）　新規就農者で国の給付金を受給された方々は、更に延長しその国の給付金から漏れた方は額が減ることになります。

10番（中里光）　新規就農して漏れた方もありますか。

農林課（中里優毅）　国の条件に当てはまらない方はあります。

4 番（佐々木克） 親あって、新規就農する方は良いが、そうでない人もありますから。

農林課（中里優毅） 親元が有る方はですね、親の経営を引き継いでやる方は給付金の対象にならないです。または、新しく取り組む方でないと国は支援しません。親がやっているのをそのまま引き継ぐ場合は対象外となります。その辺も町ではフォローして行く考えであります。

3 番（中川原隆） どのくらいの予算でしょうか。だいたいですよ。

農林課（中里優毅） 金額については、折衝中でありまして。  
全体で約300万円です。

議 長（三浦房） 一人から二人でもカバー出来れば良いと思いますが。  
それに予算確保して、新規就農者へみなさんで協力して行きましょう。希望の有る方を探しましょう。

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第14号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に、日程第4の議案第15号「五戸町地域の農業の振興に関する計画に係る意見について」を議題に供します。

議案第15号について、五戸町農用地保全条例第7条第4項の規定により意見を求められておりますので、説明については農林課担当小保内一典課長補佐より議案の朗読と説明をお願いします。

農林課（小保内） 議案書の17ページ議案第15号をご覧ください。  
まず始めに、この計画は五戸町農用地保全条例に基づきまして策

定するものです。資料として準備いたしました議案第15号の計画書ですけれども、こちらは、説明用として抜粋したものであります。

それでは表紙を開いていただきまして、1ページ目の計画策定の目的についてです。現在の農村集落では、農業就業人口の減少とともに従事者の高齢化、後継者不足に伴う耕作放棄地の拡大が進んでおり、良好な集落環境を維持する力が衰退してきています。今後、本町の持続性あるまちづくりを進めていくためには、優良な農地の保全を図るとともに、新たな雇用の場の創出に努め、調和のとれた土地利用の在り方が求められていることから、農用地区域内の優良な農地を保全しながら、その他の土地利用に関して必要な事項を定め、秩序ある土地利用を推進し、魅力ある農村づくりに資するとともに農村の振興を図ることを目的に本計画を策定しております。この計画により、農用地区域内に非農用地として利用することができる区域を定めることができます。

続いて2ページ目をご覧ください。こちらは本計画の対象地域についてです。対象地域は集落単位としておりますので、今回は菖蒲川集落としております。

続きまして、3ページ目の計画検討のフローについてです。こちらについては、検討の流れを表記しています。

4ページ目をご覧ください。対象地域の計画の土地利用の方向性についてです。計画対象地域は、大半が農地と住宅地の利用となっており、耕作されている農地は水稻、自家用野菜等となっておりますが、自己保全管理も多くなっている状況です。また、特殊な技術を有した地場の事業所も立地している状況をこちらには記載しております。このように、農地と住宅地さらに工業用地としても利用されており、まちの目指す農工併進のまちを進める上で、土地利用を明確化していくこととしております。今後の土地利用としては、積極的に農業を推進していく農業的土地利用と住宅地を含む非農業的土地利用の明確化を図り、農村集落としての生活環境の整備や、非農業従事者に対する雇用等も含めた対応を明確にしていくこととしております。

5ページ目ですが、そのために、農用地保全区域、非農用地区域、非農用地予定区域の3つを設定することとしており、その区域の設定は5ページの下図と、次の6ページの上図と下図となっております。

7ページについては、今回の計画の目的の中で特に重視される非

農用地予定区域について記載しております。図面の太く四角く囲んでいる部分はその区域ですが、特殊な技術を有した事業所に隣接し、現在は農用地の指定がされている4,695㎡の農地で、今後新たな土地利用が菖蒲川地域及び町にとって効果が期待される区域であるとしております。この土地の所有者については、他の地域にまとまった農地を保有しており、農業を行っていく上で効率的かつ総合的な利用に支障をきたす恐れがなく、本予定区域の隣接する事業所は今後事業拡大の為に、新たに土地の確保を望んでいる状況を記載しており、今後の雇用確保の可能性と効率的な土地利用の方策となり得るものとしております。

8ページ目をご覧ください。こちらは非農用地予定区域の土地改良事業の実施状況を記載しております。農用地指定の解除については、土地改良法で土地改良事業完了年数が8年間未経過事業は解除できないと定められており、下記表に基幹水利ストックマネジメント事業とありますけれども、天満下土地改良区の頭首工改修事業です。こちらが該当しておりまして、本計画において、新たな土地利用を検討するものとしております。

9ページ目の非農用地予定区域内に設置する施設といたしましては、現段階では具体的な計画は明らかになっていませんが、当面は従業員の駐車場や資材置き場として利用していくものとしております。

また、今後の本計画策定スケジュールといたしましては、本日承認をいただきましたら、農業委員会から承認文書をいただきまして、県にも確認していただき、公告後30日間の縦覧に供して完了の予定となっております。

最後に、本計画の中で設定しております農用地保全区域で今後農用地区域の解除や農地転用等の申請があった場合につきましては、本計画の変更を行って、農業委員の皆様や土地改良区等関係機関にも意見聴取して行きたいと思っております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

議長（三浦房） ありがとうございます。  
議案第15号これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

20番（浦屋敷） ざっくばらんに言って、図面がどうのこうのとありますけ

れども、工場の新設なりさまざま進めて行くなかで、利用権というか水利権があつて土地改良法や何かに引っかかるから、これを解除するためのシステムを作ると言うことですよ。

農林課（小保内） はい、そのとおりでございます。

20番（浦屋敷） そう言えば、簡単に分かりますが。

また、これが申請されて菖蒲川地区になるのですね、うちの方の倉石地区も乗っけてきたりしても下げられてきています。物置場にどうですかということや産業廃棄物を置くということは、まず、今回は菖蒲川を設定していますよと言っていますが、どこの地区でもあるのです。倉石地区にもあるように、大きいところでは鮫の加工場があります。関連で土地改良法のさまざまな絡みは、条例を作って剥いであげると言うことですよ。

農林課（小保内） まず、その来る条件にもよります。なんでもかんでも、この計画にのっつて変更して行くのではなく、あくまでも農業の発展のためのものであります。そこを指定して進んで行くことです。また、廃棄物などはこの計画に入れないようにしています。

18番（北村） よそのところでも、このような計画がありますか。

農林課（小保内） これは東北にはありません。北海道と四国にあるそうです。

18番（北村） 何を参考にして作りましたか。

農林課（小保内） これは、北海道に事例がありましたからこれを参考にして作りましたが、そちらの町村と連携を取りながら進めております。

3番（中川原隆） 前々からですね、この農振地域の変更の話がありましたけれども、なかなか手を付けられないまま、何年も来ているのが本音でありまして、他の方をどう考えているのか。農用地区域であっても、不作地で有り、耕作放棄地であり、減反をやっても相当現実合わないことがあります。これも大事であります、全体の見直しも必要と考えます。

農林課（小保内） 一応、農振の見直しも今年度は計画しております。

議 長（三浦房） 計画は進んでいますか。

農林課（小保内） 進んでおります。

20番（浦屋敷） （株）●●●さんの新工場の集落側の方を網を剥ぐと言うことですが、逆に新工場の道路を隔てた前の山寄り、カントリー一寄りの方が田んぼだけれども葦等がびっしり生えているところがあるわけですね。農林課の方では、目障りだよと言っても、田んぼの絡みに関しては転作等の関係で手は付けられませんと。場所の良いところは剥いでやりますよとなれば、やはり農業委員としては、そちら側も進めて、排水が悪いのであれば池ノ堂の方へ太いパイプで抜いて、田んぼを畑に使えるようにするのと併せてやるから、菖蒲川側の方は工業地域、山側の方は畑として利用してください、遊休農地ではなく、見た目もよくするよと言うことであれば分かるけれども。何となく一企業の名前が先に出て、確かに、全国的に活躍しているという部分はあると思うけれども、その辺を総合的に、県道の北側は工業地域、南側は排水をビシッとして畑にするんだという基本構想があれば、誰も反対する人はないと思う。

農林課（小保内） 今回の浦屋敷委員の質問について、今は全部の網を剥ぐのではなくて、あくまでも、一筆だけを剥ぐのであります。

20番（浦屋敷） だから、一筆だけのことになってくれればなおさら…。我々は農業者の代表という立場で、一企業がこうやって、さまざま経緯がわかっている中において、役場が説明に来て、一工場の部分を剥ぎます、あとはこうですよという今の話は納得できるものではない。責任はどこにあるのかということになるから、計画としては、南側の排水不良地の改良と絡めるとか、そうすれば天満下土地改良区でも使えるだろうし…。

農林課（小保内） 今のお話ですけれども、この区域をこういうふうにして行くというのは、今後、色々な部分で検討して行くと言うことで…。今、お話しいただいたように、こっこの区域については農地を主体とするような形とかというのは、今後検討して計画に盛り込んでい

きたい。

20番（浦屋敷） 一緒にしてもらわないと、一企業のためにやったというのが見え見えではないか。今の説明のとおり、この一部分を剥ぐのであって全部ではないというのは、すでに既存の会社に対する利益誘導でしかないように思える。これが議事録に残るのだから、見た人はどう思うのか。

議長（三浦房） あれも駄目これも駄目と言うのも考えものだが、指摘のあった点については改善していただきたい。

議長（三浦房） その他、質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

長時間に渡り、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして、五戸町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年2月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員